様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さくまとくしゅこうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 佐久間特殊鋼株式会社  （ふりがな）さくま　たかゆき  （法人の場合）代表者の氏名 佐久間　崇透  住所　〒458-8510  愛知県 名古屋市緑区 浦里５丁目２５０番地  法人番号　1180001028138  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　SAKUMA DX推進宣言 | | 公表日 | ①　2025年 1月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言  　https://www.sakuma-ss.co.jp/company/dx/  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言 | | 記載内容抜粋 | ①　1． SAKUMA DX推進宣言  ・重要なステークホルダーである自動車産業においても、CASE、MaaSといった言葉で表される様にコネクテッド、自動運転、カーシェア、ライドシェア等デジタル技術を利用したパラダイムシフトが急激に進行しています  ・この変化をチャンスと捉え「最新技術・情報共有」のスタンスを更に発展させることで、データとデジタル技術を使いステークホルダーの皆様と共に発展する事を目指し、2021年に「SAKUMA DX推進」を宣言致しました  ・経営とデジタルを一体と捉え、モノづくりだけに留まらず、デジタルを駆使したコトづくりによる新たなビジネスモデルの設計を行い、価値創造ストーリーとしてステークホルダーの皆様にご提案して参ります | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「SAKUMA DX推進宣言」は当社取締役会、執行役員会にて決定され、佐久間グループ内外に公表されています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　SAKUMA DX推進宣言  ②　サクマ DX Showcase | | 公表日 | ①　2025年 1月23日  ②　2025年 1月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言  　https://www.sakuma-ss.co.jp/company/dx/  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言  ①-2　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言  　https://www.sakuma-ss.co.jp/company/dx/  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言 ＞ デジタル・シフト  ①-3　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言  　https://www.sakuma-ss.co.jp/company/dx/  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言 ＞ 人財育成  ②　当社ホームページトップ ＞ 新しい取り組み ＞ サクマ DX Showcase  　https://www.sakuma-ss.co.jp/new/p4197/  　当社ホームページトップ ＞ 新しい取り組み ＞ サクマ DX Showcase | | 記載内容抜粋 | ①-1　■SAKUMA DX推進宣言  ・「最新技術・情報共有」のスタンスを更に発展させることで、データとデジタル技術を使いステークホルダーの皆様と共に発展する事を目指します  ①-2　■デジタル・シフト  ・経営戦略、マーケティング戦略、事業戦略、人財戦略などのあらゆるフィールドでのデジタルシフトを加速致します  ①-3　■人財育成  ・デジタルシフトを牽引する人財は経営戦略、事業戦略を踏まえデジタル戦略に繋いでいくミッションを担います  ・デジタル化プロジェクトの経験を通してSAKUMA DXを推進する人財を全社レベルで育成して参ります  ②　■DX推進に関する取り組み一覧(サクマ DX Showcase)  ・部品加工マッチングサービス、ミルシート電子化によるデータ連携、経理書類送付プロセスの完全自動化、品質保証プロセスのデジタル化、データ連携HUB＋RPA | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「SAKUMA DX推進宣言」は当社取締役会、執行役員会にて決定され、佐久間グループ内外に公表されています  ②　「SAKUMA DX推進宣言」「サクマ DX Showcase」は当社取締役会、執行役員会にて決定され、各施策はデジタル推進会議にて最終決定し、佐久間グループ内外に公表されています |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　SAKUMA DX推進宣言  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言 ＞ DX推進体制  ①-2　SAKUMA DX推進宣言  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言 ＞ 人財育成 | | 記載内容抜粋 | ①-1　1. DX推進体制  ・取締役・執行役員及びデジタル部門メンバーにより月次開催される「デジタル推進会議」において経営視点からのデジタル化の方針、施策を決定致します  ・各グループの責任者、デジタル推進メンバーとの情報共有会議により計画実行に当たっての課題と対策、各グループへの浸透の具体化を進めます  ①-2　2. 人財育成(基本戦略)  ・デジタル部門メンバーは取締役・執行役員と共に「デジタル推進会議」に参画し事業部門、業務部門メンバー他、ステークホルダーと共にデジタル戦略を進めます  3. 人財育成(活動計画)  ・リスキリング  ・社内留学  ・新入社員へのDX教育 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　SAKUMA DX推進宣言  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言 ＞ デジタルガバナンス | | 記載内容抜粋 | ①　デジタル投資効果とリスクの最適化を目指し、デジタル推進会議による「デジタル基本方針」「デジタル活動計画」の策定及び進捗確認を進めています |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　健康経営宣言 | | 公表日 | ①　2025年 1月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ 健康経営宣言  　https://www.sakuma-ss.co.jp/company/health-and-productivity/  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ 健康経営宣言 ＞ 具体的な目標  ①-2　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ 健康経営宣言  　https://www.sakuma-ss.co.jp/company/health-and-productivity/  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ 健康経営宣言 ＞ 健康経営戦略マップ | | 記載内容抜粋 | ①-1　1. 健康経営宣言(具体的な目標)  ・2025年までに一人あたりの時間売上高を5%向上させます  ①-2　2. 健康経営宣言(健康経営 戦略マップ)  ・ワークフローシステム　57%  ・RPA導入率　67%  ・請求書発行システム　100%  ・受発注システム　75% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 1月23日 | | 発信方法 | ①　SAKUMA DX推進宣言  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言  　https://www.sakuma-ss.co.jp/company/dx/  　当社ホームページトップ ＞ 企業情報 ＞ SAKUMA DX推進宣言 | | 発信内容 | ①　代表取締役 社長執行役員より、経営とデジタルを一体と捉え、モノづくりだけに留まらず、デジタルを駆使したコトづくりによる新たなビジネスモデルの設計を行い、価値創造ストーリーとしてステークホルダーの皆様にご提案することを目指し「SAKUMA DX推進」を宣言しています |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社取締役会、執行役員会で情報セキュリティ規程を設定し、当規程に従い下記の対策を実施します  ・外部セキュリティ監査を実施（1回/年）  ・全社員を対象に標的型攻撃メールの訓練を実施（1回/年） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。